

日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則

2009年11月20日制定

2014年11月6日改定

2024年11月13日改定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会（以下、学会と略記）は、定款第3条4号の目的を達成するため、この規則により日本頭蓋顎顔面外科学会専門医（以下専門医と略記）を認定する。
2. 前項の専門医は、日本形成外科学会認定専門医または日本専門医機構認定形成外科領域専門医（以下、両者を併せ形成外科専門医と略記）に対して、頭蓋顎顔面外科分野の専門指導を行う能力を有する者とする。

第2章 専門医制度を運用する機関

(専門医委員会)

- 第2条 学会は、専門医制度の運用に当たって専門医委員会（以下委員会と略記）を設置する。
2. 委員会は、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。
3. 委員会の事務は学会事務局において行う。

(専門医委員)

- 第3条 委員会の委員長は理事長が指名する。
2. 委員会の委員数は10名以上とする。委員は、委員長が代議員の中から選任する。
3. 委員の任期は2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて4年を超えることはできない。
4. 委員に欠員が生じたときは、委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決)

- 第4条 委員会は、定数の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

(守秘義務)

- 第5条 委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 専門医の認定

(専門医の申請資格)

- 第6条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 形成外科専門医の資格を有していること
 - 2) 学会の会員歴を連続して3年以上有していること
 - 3) 形成外科専門研修プログラム修了後もしくは形成外科専門医取得後、学会が定める研修施設において3年以上の頭蓋顎顔面外科に関する臨床経験を有していること
 - 4) 頭蓋顎顔面外科分野に関する学術業績を有すること
 - 5) 学会が主催する専門医認定教育セミナーもしくは学術講習会の受講歴を2回以上有していること
2. 前項第3号の研修施設は、国内において形成外科を標榜し常勤の専門医が1名以上いる施設とし、国外における頭蓋顎顔面外科分野の専門施設も可とする。

(専門医認定審査提出書類)

第7条 専門医の認定を申請する者は、所定の認定審査料を学会に納付した上で、施行細則に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

(専門医認定審査)

第8条 専門医委員会は、専門医申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

2. 専門医委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
3. 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録し、公示し、専門医認定証を交付する。
4. 専門医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。
5. 認定審査の結果に異議がある者は、結果を通知した消印日から14日以内に文書で専門医委員会に対し異議申し立てをすることができる。

第4章 専門医の更新

(専門医更新)

第9条 専門医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

2. 前項に関わらず、海外留学、病気、妊娠・出産、育児、介護、その他委員会が妥当と認める理由があれば、更新審査を留保することができる。また、留保期間中専門医資格は保持される。

(専門医更新資格)

第10条 専門医の更新を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 学会の会員資格を維持していること
- 2) 形成外科専門医の資格を維持していること
- 3) 頭蓋顎顔面外科に関する所定の診療実績を有していること
- 4) 頭蓋顎顔面に関する生涯教育として所定の活動実績があること

(専門医更新申請書類)

第11条 専門医の更新を申請する者は、所定の更新審査料を学会に納付した上で、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(専門医更新審査)

第12条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

2. 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、専門医認定証を交付する。

(専門医資格の停止)

第13条 更新審査にて不合格となった者は、専門医資格を停止する。ただし、更新審査の申請資格は専門医資格停止後2年間保持される。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。

第5章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

第14条 専門医は、前条に加え次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科専門医の資格を喪失したとき
- 3) 専門医の資格を辞退したとき
- 4) 専門医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき

(懲罰)

第15条 専門医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、専門医委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その専門医に対して弁明の機会が与えられなければならない。

第6章 規則の変更手続

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て社員総会の承認を得て行う。

日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度施行細則

2009年11月20日制定
2010年10月30日改定
2011年6月3日改定
2012年6月22日改定
2013年12月25日改定
2014年11月6日改定
2017年11月15日改定
2019年7月24日改定
2020年7月9日改定
2020年11月11日改定
2024年11月13日改定

(目的)

第1条 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則（以下、制度規則と略記）の施行にあたり、同制度規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

(臨床経験に関する専門医認定資格要件)

第2条 制度規則第6条第1項3号の臨床経験とは、

- a) 顔面骨骨折観血的整復術
 - b) 顔面骨の骨切り移動術
 - c) 顔面への骨・軟骨移植術
 - d) 頭蓋骨形成術
 - e) 頭蓋・顔面軟部組織の欠損、損傷、変形に対する再建手術
 - f) 顔面骨格・軟部組織の美容外科手術
 - g) 口唇口蓋裂に対する形成術
 - h) その他の顔面，耳介，頸部の先天異常に対する形成術
 - i) 頭蓋顔面領域の腫瘍切除術
- とし、3項目以上の経験を要する。

(学術業績に関する専門医認定資格要件)

第3条 制度規則第6条第1項4号の学術業績とは、日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会における1回以上の発表歴と、頭蓋顎顔面外科分野に関する1編以上の学術論文もしくは著書執筆歴とする。

(研修施設)

第4条 制度規則第6条第2項に定める国内研修施設は、当分の間、一般社団法人日本形成外科学会領域専門医制度専門研修プログラムにおける基幹施設および連携施設も可とする。
2. 制度規則第6条第2項に定める国外研修施設は、当該施設での研修証明書提出と専門医委員会（以下委員会と略記）の審査を要する。

(専門医認定審査申請書類)

第5条 専門医の認定を申請する者は、所定の審査料とともに以下の申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 医師免許証の写し
 - 4) 形成外科専門医認定証の写し
 - 5) 業績目録
 - 6) 教育セミナーもしくは学術講習会の受講証明書(2回分)
 - 7) 研修証明書
 - 8) 症例の記録
2. 前項第8号は、所定の用紙に記載された手術記録(20症例:申請者が執刀、もしくは第1助手を務めた症例)および手術症例の一覧表とする。

(専門医更新審査申請書類)

第6条 専門医の更新を申請する者は、専門医資格の有効期間満了年の申請期間内に、所定の審査料とともに以下の申請書類を委員会に提出しなければならない。業績として認められる活動・研究歴等およびその点数については、別紙(申請の手引き)に定める。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 業績目録
- 3) 診療実績報告書(申請日に満65歳以上の場合は提出不要)
- 4) 形成外科専門医認定証の写し

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会において行う。